

工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書

(工事名) _____ の施工に

伴い第三者に及ぼした損害の補償については、工事請負契約約款第28条第2項に基づくものとするが、その損害が避けることのできない理由によるものと、受注者の善良な管理者の注意義務を怠ったことによるものと、その原因が重複し影響しあつて損害が発生した場合の補償の対象及び方法並びに補償費用の負担額の決定等について、発注者と受注者との間に次の事項により覚書を取り交わす。

(適用範囲)

第1条 この覚書は、杭打ち・土留・排水・解体・土工事、推進工事等の施工に伴い発生した地盤沈下、地下水の断絶、振動、濁水及び工事車両の通行等に起因して生じた沿道家屋等第三者の施設その他の物件等（以下「施設」という。）に対する損害の補償に適用する。

(事前調査)

第2条 発注者は、当該工事の施工に伴い施設に損害等を生じるおそれがあると認めたときは、当該施設の事前調査を行うものとする。また受注者は、発注者の指示により施設の調査を実施する。

(損害発生時の調査及び報告等)

第3条 受注者は、施設に第1条に定める損害が発生したときは、直ちに損害の調査及び応急措置を行わなければならない。

2 受注者は、前項に定める調査及び応急措置が完了したときは、損害発生報告書を発注者に提出しなければならない。

(補償の交渉等)

第4条 受注者は、第三者から施設の損害に対する補償の要望があり、かつ、施設の損害が増大するおそれがなくなったときは、その公正妥当な復旧方法等を検討し、次の各号に定めるところにより第三者との間で折衝する。

(1) 施設の原形復旧又は原状回復。

(2) 井戸等については、原則として給水設備の設置。

(補償の義務)

第5条 前条に基づく折衝の結果、第三者の内諾を得たものについて、受注者は、補償見積書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(補償の実務)

第6条 受注者は、前条に定める補償見積書を発注者に提出し、かつ、発注者の承諾を得たときは、速やかに当該見積りに係る補償を実施しなければならない。

(金銭等による補償)

第7条 前条に基づき実施する補償工事等に代え、金銭又は代替物（以下「金銭等」という。）による補償の要望があつた場合は、前条に定める補償に要する費用の範囲以内で金銭をもって補償することができる。

(着手及び完了)

第8条 受注者は、補償に係る工事の着手及び完了に際しては、遅滞なく発注者にその旨報告しなければならない。

2 受注者は、補償に係る工事が完了したときは、第三者から補償完了確認書を受取りるとともに、補償費精算書(完了届)及び補償費支払請求書を作成し、併せて発注者に提出する。

(補償費の負担)

第9条 補償に係る工事、金銭等による補償による補償に要した費用(以下「補償費」という。)の総額が請負額(請負金額が変更されたときは変更後の請負額)の0.7%に相当する金額(以下「控除額」という。)以下のときは、受注者が補償費の総額を負担する。

2 補償費の総額が控除額を超えるとときは、発注者は、個々の補償額からその補償額に対する相当控除額(控除額に個々の補償額の総額に占める割合を乗じた額)を減じた額に2分の1を乗じた額を負担し、その残額を受注者が負担する。ただし、発注者が特別の理由があると認めるものについては、その控除額を除いた負担額を、別途発注者と受注者とが協議して定める。

3 前項の発注者の負担額については、補償額決定通知書に基づき受注者に支払う。

(公共施設に係る損害)

第10条 公共施設に係る損害の補償の対象及び方法並びに補償額の決定等については、第2条及び第3条を除く各規定は適用しないものとし、別途発注者と受注者とが協議して定める。

(補則)

第11条 この覚書に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については別途発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織 印

受注者 住所

氏名 印